

[別紙2]

論文審査の結果の要旨

申請者氏名 元杉 昭男

新たな基本法の下で農政の改革が進められているなかで、農業基本法制下の農政を正確に理解しておくことは極めて重要である。しかしながら、旧基本法制下で重要な役割を果たした農業農村整備事業については従来あまり研究対象とされてきたとは言えない。

本研究は、農業基本法制下の経済社会の変化に対応してきた農業農村整備事業とその予算について、事業制度の変遷、投資の実態、予算構造およびその動態を解明することを目的としている。

本論文は、6章と序章および終章の、8つの章で構成されている。第1章では、農業基本法における農業農村整備事業の位置付けを明らかにし、法制定時の関係者の事業に対する見方を論じ、その後の事業展開との係わりを明らかにしている。その上でわが国の経済社会や農業情勢の変化と事業展開の関連について時代区分を行いつつ体系的に論じ、農業基本法制定下の農業農村整備事業の変遷を論じる際の視点を整理している。すなわち、事業は農業基本法の提示した農業の生産性向上や選択的拡大といった「農業課題への対応」のほかに、都市化・混住化の状況踏まえた「社会全体への対応」という視点をもって展開し、農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備等事業が各々に対応してきたことを明らかにしている。

第2章では、こうした事業制度の変容を実現する行政手法を解明するため、1960～96年度の間に440に及ぶ事業要綱等の新設・改正を通じて行われた事業制度の変遷を追い、農業農村整備事業制度がわが国社会経済の変化に対応して來た事実を定量的に把握している。その結果、総合農政のスタートした1970年代前半やウルグアイ・ラウンド農業合意の前後である1990年代に事業制度の新設・改正が極めて多いこと、全体として事業の種類では圃場整備事業と農村整備事業の制度新設・改正が多く事業全体の時代適応性に貢献したことなどが明らかにされている。

第3章では、私的投資も含む農業農村整備投資全体を国民経済計算との関係から、国内総生産や国内総固定資本形成などとの関連に着目して農業農村整備投資の実態を明らかにし、農業農村整備投資の時系列分析を行っている。

第4章では、農業農村整備投資の結果である農業部門社会资本ストックの経年的・地域的变化を定量的に分析している。その結果、ストックの高い都道府県ほど農業総生産が大きく農業農村整備事業の成果が見られ、農業基本法制下で当初都道府県間の耕地面積1ha当たりストックの変動係数は大きくなつたが、1970年度をピークに減少し、都道府県間ストック水準が平準化し、各都道府県間の順位は自己相関で見ると1980年度以降余り変化はなく固定化したことなどが明らかにされている。

第5章では、農業農村整備事業予算と農業予算や一般公共事業予算との関連を経年的に分析するとともに、1960年から1995年までの農業農村整備事業予算の内容を農業

生産基盤整備予算と農村生活環境整備等予算に区分し、予算額の決定要因と意味付けについて数値モデルを設定することにより、農業農村整備事業予算の法則性を明らかにしている。公共事業予算における農業生産基盤整備予算のシェアが国内総生産における農業総生産の割合の低下と高い相関で減少しており、同時に、公共事業予算における農村生活環境整備等予算のシェアは混住化率と高い相関で増加していることが明らかにされている。

また、1980年以降、耕地面積1ha当たりの農業生産基盤整備投資が上昇せずほぼ一定であることとともに、農村生活環境整備等投資は都市と農村の1人当たり生活基盤行政投資の格差を是正する役割を果たしたことでも明らかにされている。

第6章では、以上の農業基本法制下における事業予算の分析に基づいて、今後の経済社会の潮流と農業農村整備事業との関連を論じ、食料・農業・農村基本法制下における農業農村整備事業及びその予算の課題と展望を論じている。新基本法では食料自給率の向上や農業の生産性向上が求められるとともに、環境保全型農業の推進、自然環境の保全、良好な景観形成などが施策として明記されており、農業農村整備事業はこのような相反する目的の工学的調整の上に事業制度と予算が展開されることを結論づけている。

以上を要するに、本研究は、農業基本法制下におけるわが国社会経済の変化に対応した農業農村整備事業とその予算の変遷を論じ、事業制度の定量的把握や予算の法則性を解明することによって、農業農村整備事業予算に関する政策的知見を得ている。以上の結果は、事業政策の立案と実施に関して新しい知見を得るものであり、学術上・応用上の価値が高いものと評価できる。よって審査員一同は、本論文は博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。